

電波監理審議会会長会見用資料

平成22年7月14日

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成22年5月19日 諮問第21号)

[デジタルコードレス電話の新方式導入に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(浅井課長補佐、金子第一技術係長)

電話：03-5253-5895

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等
 に関する規則の各一部を改正する省令案について
 ～デジタルコードレス電話の新方式導入に伴う制度整備～

1 諮問の背景

コードレス電話は、家庭やオフィス内において使用する電話として、1987年（昭和62年）にアナログコードレス電話（250/380MHz帯）が制度化され、また、1993年（平成5年）には、周波数利用効率等の優れるデジタルコードレス電話（1.9GHz帯）が制度化され広く利用されているが、高速データ通信等に対応するための機能の高度化は困難となってきた。

このため、キャリアセンス等により現行方式と共存することによって周波数の有効利用を図りつつ、高速データ通信等の高度化への対応等、新たなアプリケーションを利用可能とする新方式のデジタルコードレス電話の実現が望まれている。

このような背景を踏まえ、平成21年11月から情報通信審議会において、「デジタルコードレス電話の新方式の技術的条件」についての審議が行われ、平成22年4月20日に一部答申がされたところである。

今般、本答申を踏まえ、デジタルコードレス電話の新方式の導入に関して必要な規定の整備を行うものである。

2 改正省令案の概要

- 1 電波法施行規則の一部を改正する省令
 - ・免許を要しない無線局として、デジタルコードレス電話の新方式の無線設備を追加すること。
- 2 無線設備規則の一部を改正する省令
 - ・デジタルコードレス電話の新方式の無線設備の技術的条件を定めること。
 - ・その他規定の整備
- 3 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令
 - ・デジタルコードレス電話の新方式の無線設備を特定無線設備及び特別特定無線設備に追加すること。
 - ・その他規定の整備

3 施行期日

平成22年8月 公布・施行（予定）

デジタルコードレス電話の新方式導入に係る関係省令等の改正について

経緯・現状

1987(昭和62年) アナログコードレス電話の制度化
(250/380MHz帯)

1993(平成5年) デジタルコードレス電話の制度化
(1.9GHz帯)

2003(平成15年) 小電力データ通信システム(無線
LAN:2.4GHz帯)を利用するコードレス
電話の登場

国内における出荷台数:約300万台(2008年)

(内訳)

- ・コードレス電話 約150万台
- ・コードレス電話搭載FAX 約140~150万台



【新システム実現への期待】

宅内での高速データ通信の実現、2.4GHz帯においては干渉影響が多いなど、新たなデジタルコードレス電話が望まれている。

導入の効果

- ・伝送速度が高速化(現行384kbps → 1~2Mbps)
- ・高品質音声伝送可能
- ・IPネットワークとの親和性が高く、新たなアプリケーションに対応可能
- ・ユーザーの利便性が確保され、経済性の高いシステムが実現

スケジュール

- ・平成21年11月
情報通信審議会情報通信技術分科会において審議開始
- ・平成22年4月20日
情報通信審議会情報通信技術分科会 答申
- ・平成22年5月19日
電波監理審議会 諮問

(改正省令の内容)

- (1) 新たに2方式の技術基準を規定(無線設備規則)
- (2) 新たに2方式を特定無線設備及び特別特定無線設備(自己確認)に追加(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則)
- (3) 免許を要しない無線局として新たに2方式を追加(電波法施行規則)



平成22年秋以降の商品化

新方式のイメージ(現行方式に加え、新たに2方式を追加)

- 情報通信審議会において、以下の2方式の提案があり、現行方式を含む3方式の間で、共用が可能との結論が得られている。

(1) DECT準拠方式

【DECT】(Digital Enhanced Cordless Telecommunications)

欧州で規格化されたコードレス電話システム。

欧州、南米・北米等世界中に広く普及しており、チップセットの種類が豊富で低廉化が可能。

高速伝送(1.1Mbps)により、広帯域音声通信や動画像通信など、新たなアプリケーションが可能。

(2) sPHS方式

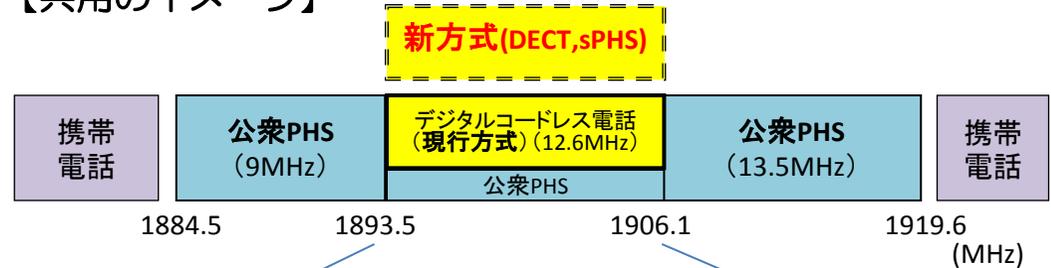
【sPHS】(Super PHS)

現行のPHS方式を拡張するシステム。

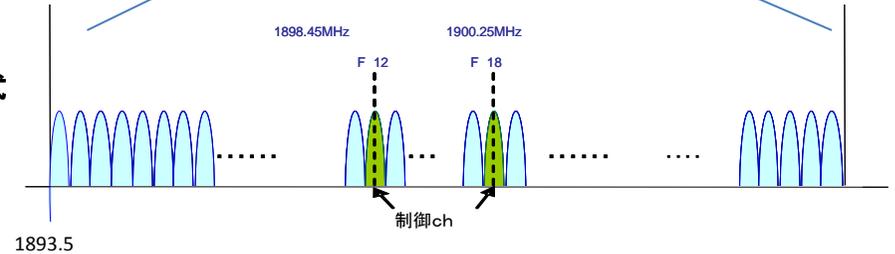
LTEやWiMAX, XGPでも採用されているOFDM方式を採用することにより部品の共有化を図り、また、現行方式との親和性を持たせることによりデュアル端末を実現。

高速伝送(1.6Mbps)により、広帯域音声通信や動画像通信など、新たなアプリケーションが可能。

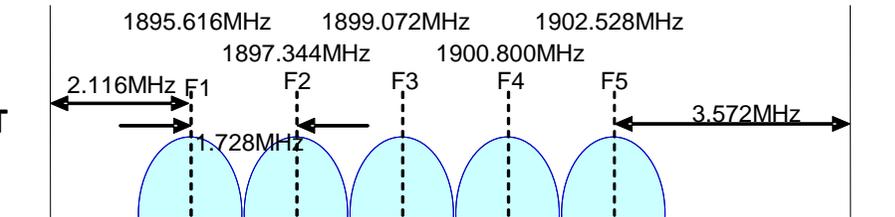
【共用のイメージ】



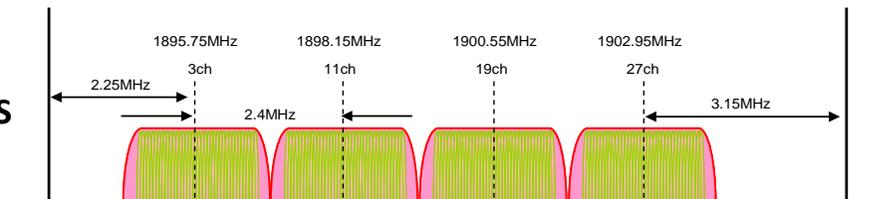
現行方式



DECT



sPHS



デジタルコードレス電話の新方式の技術的条件のポイント(1)

	DECT準拠方式	sPHS方式	(参考)現行方式
周波数帯	1,893.5MHz～1,906.1MHz	1,893.5MHz～1,906.1MHz	1,893.5MHz～1,906.1MHz
キャリア周波数間隔	1.728MHz	2.4MHz	300kHz
多重方式等	TDMA-TDD	TDMA-TDD	TDMA-TDD
多重数	6,7,8,9,10,11又は12	8	4
変調方式	FSK、 $\pi/2$ -BPSK、 $\pi/4$ -QPSK、 $\pi/8$ -8PSK、16QAM、64QAM	<ul style="list-style-type: none"> ・OFDMA/TDMA場合 BPSK、QPSK、8PSK、16QAM、64QAM、256QAM ・SC-FDMA/TDMAの場合 $\pi/2$-BPSK、$\pi/4$-QPSK、8PSK、16QAM、64QAM、256QAM 	$\pi/4$ -QPSK、BPSK(注1)、QPSK、8PSK(注2)、12QAM、16QAM、24QAM、32QAM、64QAM、256QAM(注1) $\pi/2$ シフトBPSKを含む。(注2) D8PSKを含む。
周波数許容偏差	10×10^{-6}	3×10^{-6}	3×10^{-6}
占有周波数帯幅	1.728MHz	2.4MHz	288kHz
空中線電力	平均10mW/CH以下	平均10mW/CH以下	平均10mW/CH以下
空中線利得	4dBi以下	4dBi以下	4dBi以下
伝送速度	1.152Mbps (FSK時)	1.6Mbps (BPSK時)	384kbps ($\pi/4$ -QPSK時)

デジタルコードレス電話の新方式の技術的条件のポイント(2)

	DECT準拠方式	sPHS方式	(参考)現行方式
スプリアス領域における不要発射の強度	-36dBm/MHz以下	-36dBm/MHz以下	2.5 μ W以下
副次的に発する電波等の限度	帯域内(1,893.5MHz \leq f \leq 1,906.1MHz) 2nW/MHz以下 他 帯域外(上記以外の周波数) 2nW/100kHz以下(30MHz \leq f<1GHz) 20nW/100kHz以下(1GHz \leq f<12.75GHz)	9kHzから150kHz: 4nW/kHz以下 150kHzから30MHz: 4nW/10kHz以下 30MHzから1,000MHz: 4nW/100kHz以下 1,000MHz超え: 20nW/MHz以下	4nW以下
キャリアセンス①	親機は、1,897.344MHz、1,899.072MHz又は1,900.800MHzの周波数の電波を発射しようとする場合、現行方式の無線局が発射する制御チャンネルの電波による受信電力が-82dBm以下である場合に限り、電波の発射が可能であること。	親機は、1,898.15MHz又は1,900.55MHzの周波数の電波を発射しようとする場合、現行方式の無線局が発射する制御チャンネルの電波による受信電力が-83dBm以下である場合に限り、電波の発射が可能であること。ただし、親機が発射する電波の送信時間が、1秒間に5ms以内である場合にはこの限りでない。	電波を発射しようとする場合(制御チャンネルにおける電波を発射する場合を除く。)、その電波を発射するために使用するスロットに対応する受信のためのスロットにおいて、通信の相手以外の無線局が発射する電波による受信機入力電圧が、連続する4フレーム以上にわたり159 μ V以下である場合に限り、当該スロットにおける電波の発射が可能であること。
キャリアセンス②	電波を発射しようとする場合、その電波を発射するために使用するスロット及びそれに対応する受信のためのスロットにおいて、通信の相手以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する2フレーム以上にわたり-62dBm以下である場合に限り、当該スロットにおける電波の発射が可能であること。	電波を発射しようとする場合、その電波を発射するために使用するスロットに対応する受信のためのスロットにおいて、通信の相手以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する4フレーム以上にわたり-62dBm以下である場合に限り、当該スロットにおける電波の発射が可能であること。	

平成22年7月14日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成22年5月19日 諮問第22号)

[デジタルコードレス電話の新方式の導入に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(白石周波数調整官、工藤第二計画係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I デジタルコードレス電話の新方式の導入に向けた周波数割当計画の一部変更

コードレス電話は、家庭や事業所（オフィス）内において使用する電話として、1987年（昭和62年）にアナログコードレス電話（250/380MHz 帯）が、1993年（平成5年）には、周波数利用効率等の優れたデジタルコードレス電話（1.9GHz帯）が、それぞれ免許不要の無線局として制度化され、広く利用されている。

一方、近年の通信分野のブロードバンド化の進展を受けて、これまで音声通話としての用途が主流であったコードレス電話においても、画像伝送や高速データ通信等を実現したいとのニーズが高まっている。

このような背景を踏まえ、平成21年11月から情報通信審議会において、「デジタルコードレス電話の新方式の技術的条件」について検討が開始され、平成22年4月に答申を受けたところである。

以上のことから、デジタルコードレス電話の新方式の導入を図るため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

[変更内容]

デジタルコードレス電話の新方式の導入に伴い、別表8-6「デジタルコードレス電話の無線局の周波数表」に、新方式の周波数を追加すること。

II スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

平成22年7月14日

無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案について
(平成22年7月14日 諮問第27号)

[マイクロ波帯UWB（超広帯域）無線システムに関する制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(中里課長補佐、和田係長)

電話：03-5253-5896

無線設備規則の一部を改正する省令の一部改正案について

(通信用途の UWB 無線システムの干渉を軽減する機能の具備に関する 期限再延長について)

1 諮問の背景

マイクロ波帯を用いた通信用途の UWB 無線システムは、平成 18 年 8 月に制度化され、ローバンド（3.4～4.8GHz 帯の周波数の電波）は、干渉を軽減する機能を有することとされたが、ローバンドのうち、4.2～4.8GHz 帯の周波数の電波を使用するものについては、電波の有効利用及び UWB 無線システムの早期導入・普及の観点から、平成 20 年 12 月末までは干渉を軽減する機能を有さなくても良いとされた。また、平成 20 年 8 月に、第 4 世代移動通信システムの導入に向けた検討状況等を考慮し、干渉を軽減する機能を有することとされた期限を 2 年間延長し平成 22 年 12 月末までとされた。

今般、UWB 無線システムの普及状況、第 4 世代移動通信システムの導入時期を勘案し、干渉を軽減する機能を有することとされた期限を 3 年間延長し平成 25 年 12 月末までとする。

本件は、我が国における第 4 世代移動通信システム等の円滑な導入に支障を及ぼさない点にも十分配慮しつつ、経過措置を延長するための規定の整備を行うものである。

2 改正省令の概要

無線設備規則の一部を改正する省令（附則第 2 項）関係

平成 22 年 12 月 31 日までとされている UWB 無線システムの干渉を軽減する機能を有することを要しない経過措置について、平成 25 年 12 月 31 日までに延長する。

また、併せて平成 25 年 12 月 31 日までに取得した技術基準適合証明等の効力に関する経過措置を規定する。

3 施行期日

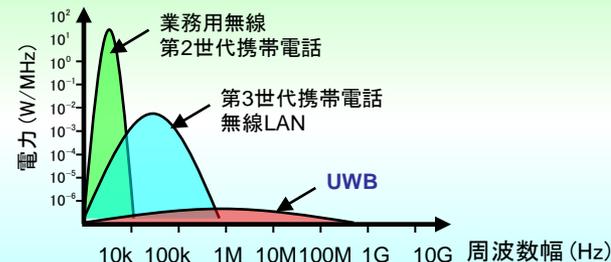
平成 22 年 10 月 公布・施行（予定）

UWB (Ultra Wide Band : 超広帯域) 無線システムについて

UWB無線システムの概要

UWB無線システムとは :

非常に広い帯域幅にわたって電力を拡散させて、数百Mbps規模の高速通信を可能とする無線システム



(1) 通信用途のUWB無線システム

近距離(10m程度)でのパソコンやAV機器の情報伝送用(伝送速度: 数十~数百Mbps)の「マイクロ波帯を用いた通信用途のUWB無線システム」について、情報通信審議会において平成14年9月に審議を開始し、平成18年3月に一部答申。**平成18年8月に制度化。**

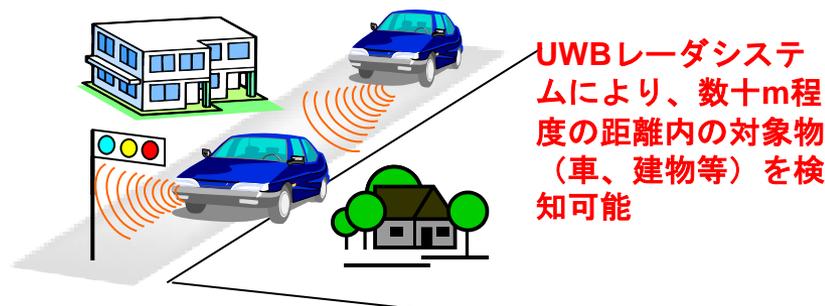
通信用途のUWBの利用イメージ



(2) UWBレーダシステム

UWB無線システム関連技術の進歩(準ミリ波帯で数十m程度の距離内の対象物を数十cm程度の精度で測距可能になったこと等)を踏まえ、「UWBレーダシステムの技術的条件」について、情報通信審議会において、平成18年12月に審議を再開し、平成21年11月に一部答申。**平成22年4月に制度化。**

UWBレーダの利用イメージ



UWB無線システムの経過措置の再延長について

現行規定において、3.4～4.8GHz帯の使用に際しては、干渉を軽減する機能を具備することが必要

ただし、「**2008年(平成20年)12月31日まで**」の間は、4.2～4.8GHz帯においては、干渉を軽減する機能を具備しなくとも使用可能(-41.3dBm/MHzまで出力可)

※3.4～4.2GHz帯においては、干渉を軽減する機能を具備しない場合は-70dBm/MHzまでの出力の範囲で使用可能。

《現在》

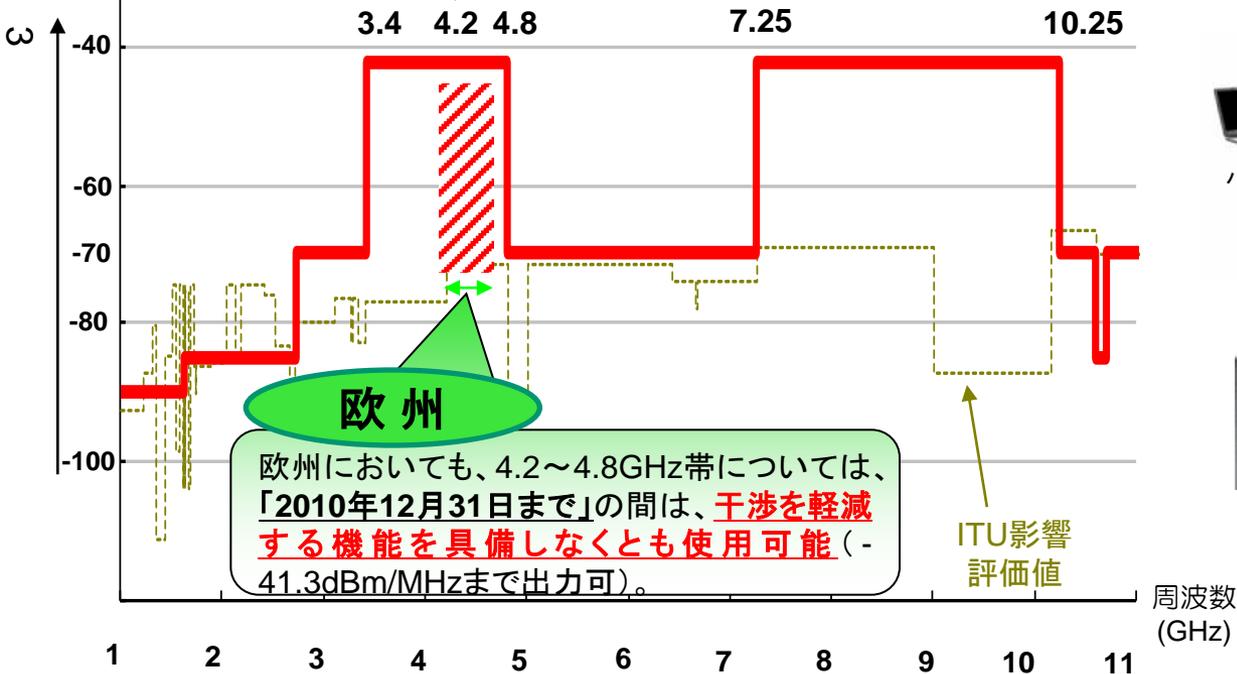
「**2010年12月31日まで**」に延長

《今回改正》

「**2013年12月31日まで**」に延長

今回の改正により期限再延長

電力
(dBm/MHz)



UWBの利用イメージ



平成22年7月14日

平成21年度電波の利用状況調査の評価について
(平成22年7月14日 諮問第28号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(鈴木課長補佐、菊地係長)

電話：03-5253-5874

平成21年度電波の利用状況調査の評価について

電波の利用状況の調査、公表制度の概要

1. 目的

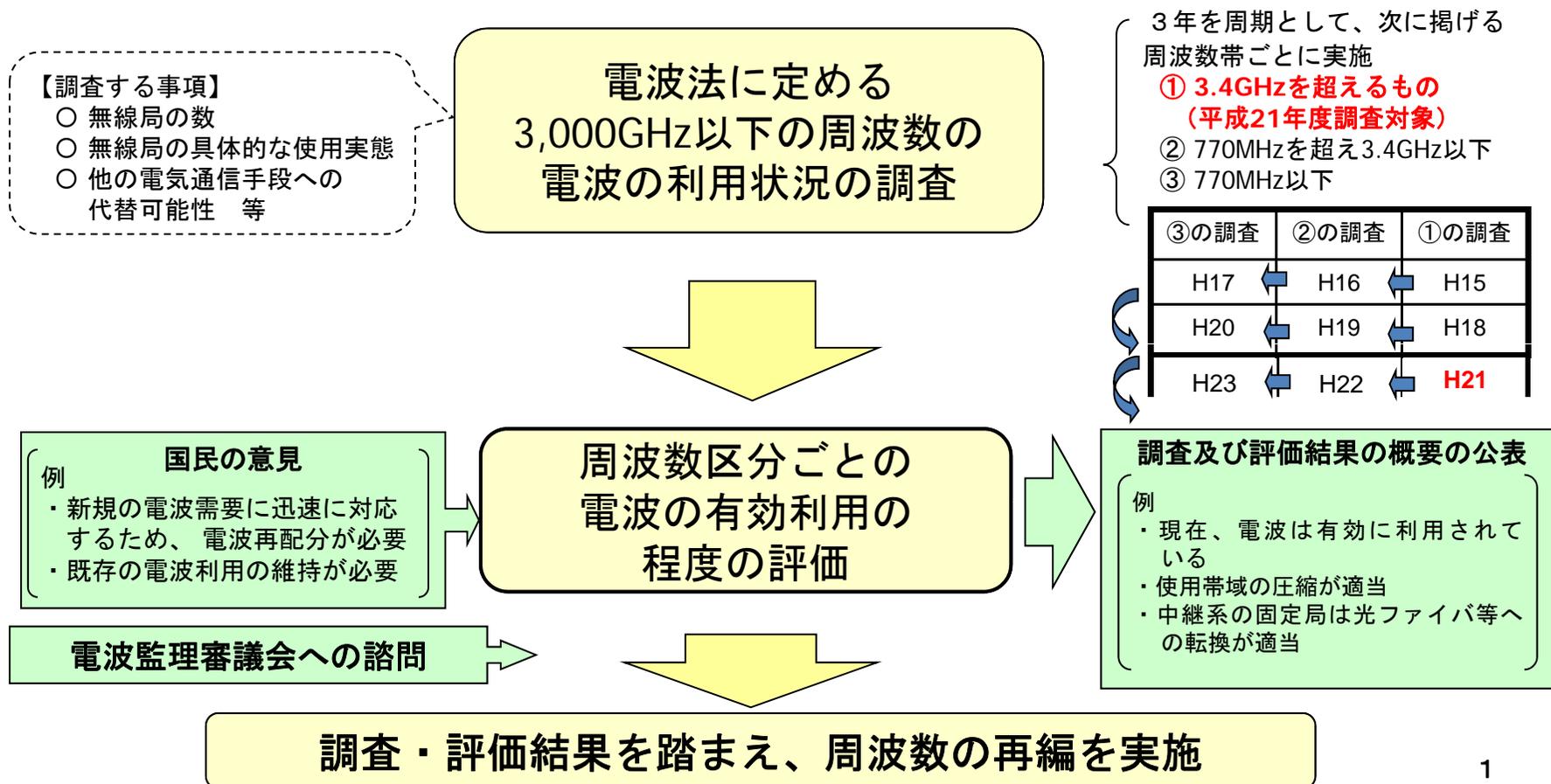
技術進歩に応じた電波の最適な利用を実現するため、下記の周波数帯ごとに3年を周期として電波の利用状況を調査し、電波の有効利用の程度を評価。→周波数帯:「3.4GHz超」、「770MHz以下」、「770MHzを超え3.4GHz以下」

2. 調査対象

平成21年度:「3.4GHz超」の周波数帯を使用する無線局 [H21.3.5現在開設の約13.6万局]※前回は18年度

3. 調査事項

「3.4GHz超」の周波数帯を、9つに細分化した周波数区分ごと及び電波利用システムごとに無線局数、通信量、電波有効利用技術の導入状況・導入見込み、他の電気通信手段(有線等)への代替可能性 等



「平成21年度電波の利用状況調査」の調査・評価の結果(ポイント)

周波数の再編・移行

第4世代移動通信システムの円滑な導入

➢ 第4世代移動通信システム等の移動通信システム用周波数として、今後新たに必要になる周波数帯を確保するため、既存無線システムの周波数移行、他の電気通信手段への代替等を推進することが適当。

平成21年度調査の結果

評価の結果

放送事業用(映像)(3.4GHz帯)

- ・テレビジョン放送事業者の固定回線等に使用。
- ・周波数の使用期限は、平成24年11月30日まで。
- ・局数は減少中。 338局(18年度) → 267局(21年度)



- ・使用期限までに、放送事業用マイクロ波帯(6.5GHz帯/7.5GHz帯)への移行等を着実に実行することが適当。

4GHz帯/5GHz帯電気通信業務用固定無線システム

- ・周波数の使用期限は、平成24年11月30日まで。
- ・局数は着実に減少中。
- 4GHz帯 444局(18年度) → 94局(21年度)
- 5GHz帯 179局(18年度) → 43局(21年度)



- ・使用期限までに、6GHz帯以上の周波数帯への移行又は他の電気通信手段への代替を着実に実行することが適当。

放送事業用(音声)(3.4GHz帯)

- ・ラジオ放送事業者の固定無線回線に使用。
- ・使用している周波数帯(3.4GHz-3.456GHz)は、IMT用と特定された周波数帯。
- ・局数は微減。
- 放送事業用(音声) 322局(18年度) → 315局(21年度)
- 監視制御 187局(18年度) → 182局(21年度)



- ・第4世代移動通信システム等の導入に向けて、他の周波数帯への移行が必要。
- ・移行期限は、これらシステムの利用状況を踏まえ、最長で平成34年11月30日までとすることが適当。
- ・東名阪等の主要地域については、使用終了を更に早めることが適当。

無線設備の狭帯域化

気象レーダーの周波数有効利用の促進

平成21年度調査の結果

評価の結果

5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー

- ・無線LANの普及拡大に伴い、周波数を現行の100MHz幅から45MHz幅に圧縮するための周波数移行を実施中。61局中29局が移行済み。
- 18年度:64局(0局) → 21年度:61局(29局)
- ※()内は移行済のもの



- ・観測範囲が広く、周波数の繰り返し利用が困難なため、狭帯域(ナロー)化技術の早期導入により、周波数の有効利用を図ることが求められる。
- ・観測範囲が比較的狭いものは、9GHz帯の利用を検討することが適当。

その他の周波数割当ての見直し

平成21年度調査の結果

評価の結果

5GHz帯無線アクセスシステム(5.03-5.091GHz登録局)

- ・周波数の使用期限を延長(平成19年11月30日までを平成24年11月30日までに延長)。
- ・局数は増加中。 647局(18年度) → 1,539局(21年度)



- ・世界的には航空無線航行業務(MLS:マイクロ波着陸システム)の周波数。
- ・我が国ではMLSの導入見込みがないため、使用期限以降の使用については、MLSの導入動向を注視しつつ決定。

6GHz帯電気通信業務用固定無線システム

- ・第4世代移動通信システム用の周波数確保のために移行を推進中の4GHz/5GHz帯電気通信業務用固定無線システム等の移行先のひとつ。 339局(18年度) → 303局(21年度)



- ・光ファイバへの代替や他の周波数帯への移行が可能な既存無線局は、これらを推進することにより周波数の有効利用を図ることが適当。

38GHz帯加入者系無線アクセス・40GHz帯PHSエントランス

- ・今回調査における無線局数はいずれも0局。



- ・列車、航空用無線の高度化、ブロードバンド化用の周波数など新たなシステムの周波数として留保すること、新たなシステムとの周波数共用を検討することが適当。

ミリ波レーダー

- ・76GHz帯特定小電力機器(ミリ波レーダー用)は大幅に増加。 11,762台(18年度) → 143,265台(21年度)
- ・主として自動車衝突防止用レーダーとして利用。



- ・ミリ波帯の小電力無線システムについては、国際標準化動向を注視しつつ、所要の周波数を確保できるよう検討することが適当。

「平成21年度電波の利用状況調査」の調査結果の要旨

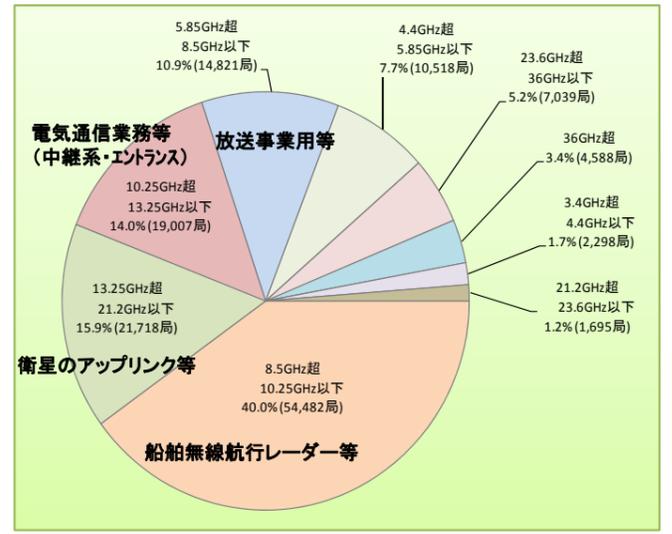
1. 平成21年度調査の調査対象周波数帯(3.4GHz超)について

3. 4GHz超全体の傾向

➤ 無線局数は、18年度127,516局から21年度136,166局に増加(6.8%増)。

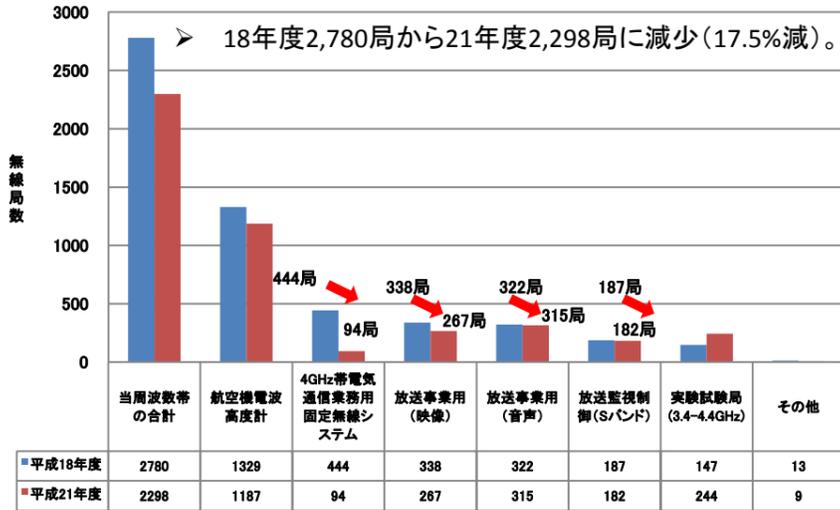
(無線局の割合)

- ① 8.5GHz超10.25GHz以下：船舶無線航行レーダー等に利用……………40.0%
- ② 13.25GHz超21.2GHz以下：衛星のアップリンク等に利用……………15.9%
- ③ 10.25GHz超13.25GHz以下：電気通信業務の中継系・エントランス回線等に利用……………14.0%
- ④ 5.85GHz超8.5GHz以下：放送事業用無線局に多く利用……………10.9%

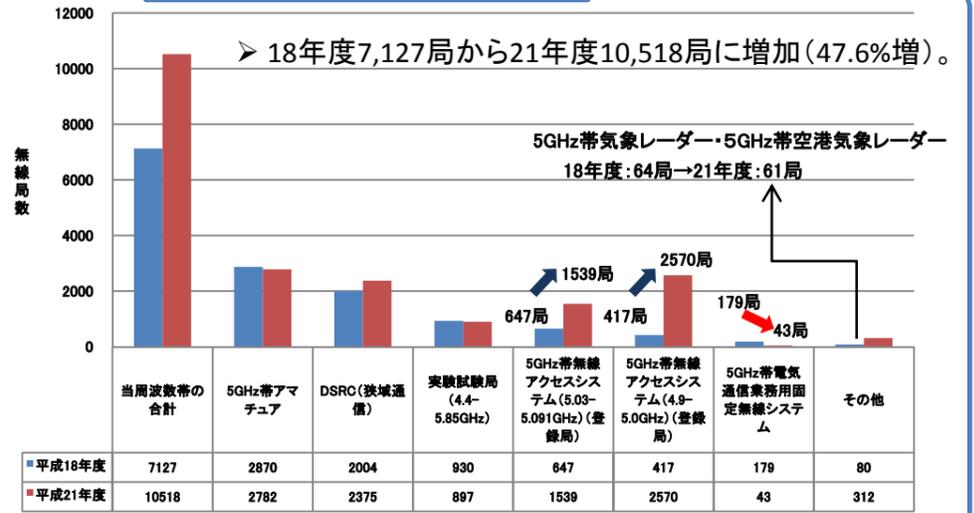


2. 9つの周波数区分ごとの調査結果について

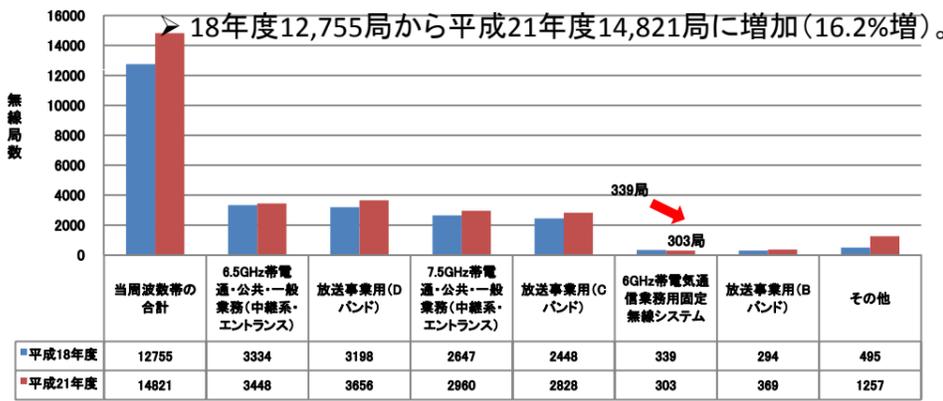
3.4GHz超 4.4GHz以下



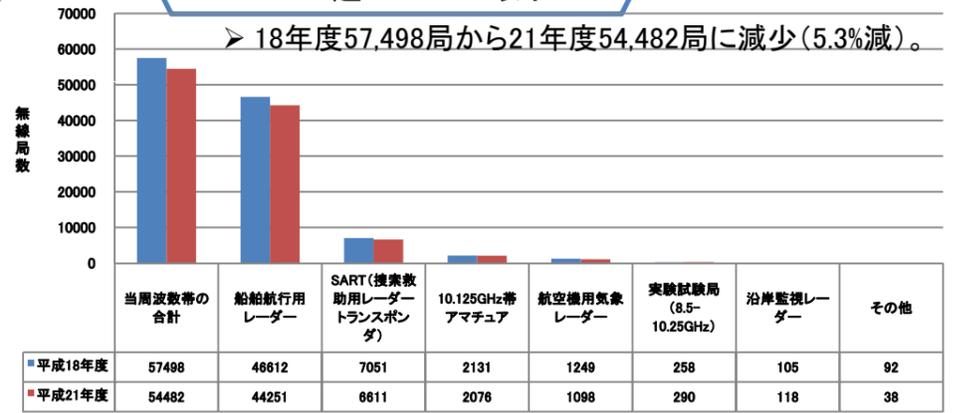
4.4GHz超 5.85GHz以下



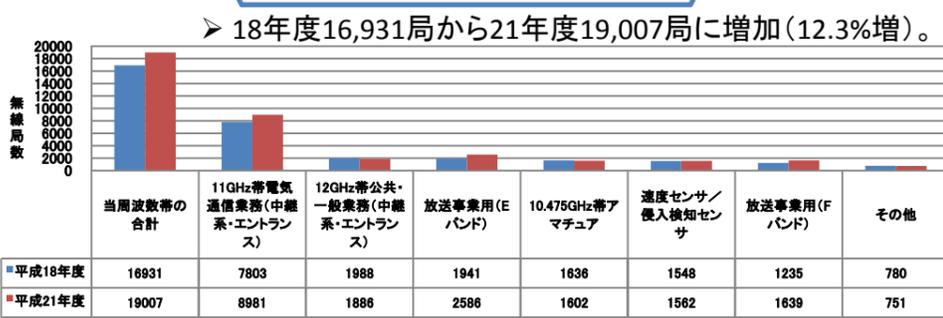
5.85GHz超 8.5GHz以下



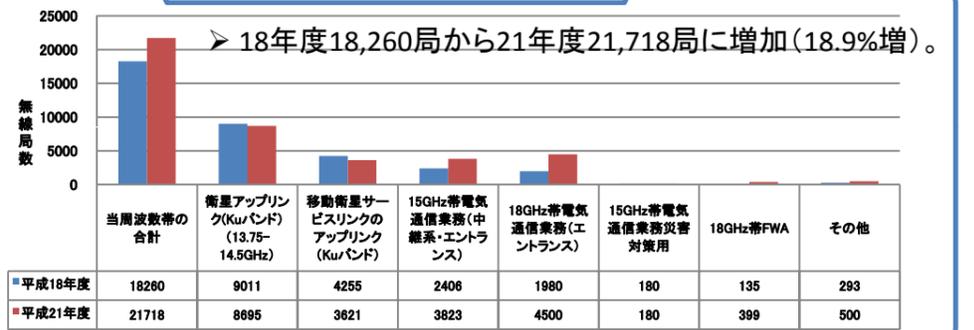
8.5GHz超 10.25GHz以下



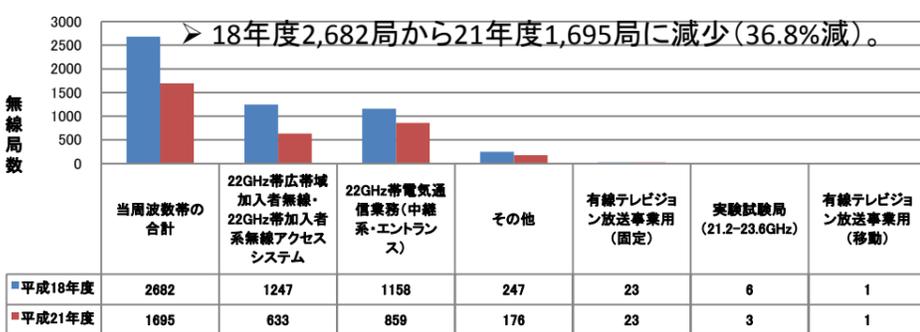
10.25GHz超 13.25GHz以下



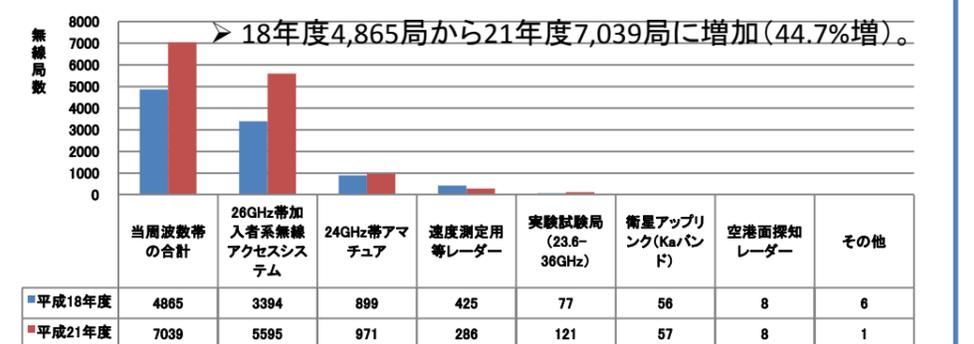
13.25GHz超 21.2GHz以下



21.2GHz超 23.6GHz以下



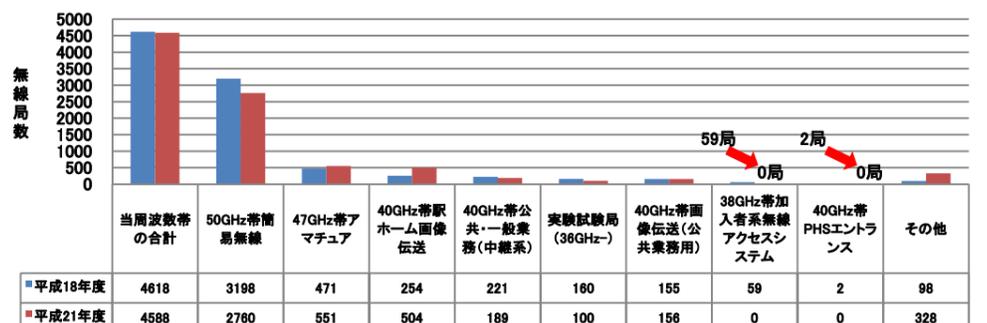
23.6GHz超 36GHz以下



36GHz超

➤ 18年度4,618局から21年度4,588局とほぼ横ばい。

➤ 60GHz帯特定小電力機器(ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用:注423台→917台)、76GHz帯特定小電力機器(ミリ波レーダー用:注11,762台→143,265台)は大幅に増加。



平成22年7月14日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ所属
特定無線局の包括免許について
(平成22年7月14日 諮問第29号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(村田課長補佐、江原官、高橋官)

電話：03-5253-5893

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ所属 特定無線局の包括免許について

1 包括免許申請の概要

申請者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
特定無線局の種別	陸上移動局
目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	2010年12月より、2GHz帯にてLTE方式の商用サービス開始を予定している。 LTE方式の導入に当たっては、3GエリアにLTEエリアをオーバーレイしながらエリア展開を進める予定で、利用者の利便性の観点から、LTE方式のエリア外においては、既存の3G方式での通信をシームレスに提供するため、3G方式及びLTE方式の両方に対応した包括免許の陸上移動局の開設を希望する。
通信の相手方	免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	5M00 G1A G1B G1C G1D G1F G1X G7W 832.5MHz , 837.5MHz 250mW 1942.6MHz から 1957.4MHz まで 200kHz 間隔の周波数 75波 250mW 5M00 G1A G1B G1C G1D G1F G1X G7W D1A D1B D1C D1D D1F D1X D7W 1942.5MHz から 1957.5MHz まで 100kHz 間隔の周波数 151波 200mW
最大運用数	209,000局(全国合計)
運用開始予定期日	免許の日から6月以内の日

2 審査結果の概要

審査の結果、別紙 1 及び 2 のとおり、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の 4 第 1 号及び第 2 号の規定に適合していると認められるので、包括免許を与えることとしたい。

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ所属 特定無線局の包括免許について

1 包括免許申請の概要

申請者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
特定無線局の種別	陸上移動局
目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	2010年12月より、2GHz帯にてLTE方式の商用サービス開始を予定している。 LTE方式の導入に当たっては、3GエリアにLTEエリアをオーバーレイしながらエリア展開を進める予定で、利用者の利便性の観点から、LTE方式のエリア外においては、既存の3G方式での通信をシームレスに提供するため、3G方式及びLTE方式の両方に対応した包括免許の陸上移動局の開設を希望する。
通信の相手方	免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	5M00 G1A G1B G1C G1D G1F G1X G7W 832.5MHz , 837.5MHz 250mW 1942.6MHz から 1957.4MHz まで 200kHz 間隔の周波数 75波 250mW 5M00 G1A G1B G1C G1D G1F G1X G7W D1A D1B D1C D1D D1F D1X D7W 1942.5MHz から 1957.5MHz まで 100kHz 間隔の周波数 151波 200mW
最大運用数	209,000局(全国合計)
運用開始予定期日	免許の日から6月以内の日

2 審査結果の概要

審査の結果、別紙 1 及び 2 のとおり、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の4 第1号及び第2号の規定に適合していると認められるので、包括免許を与えることとしたい。

審査結果の概要

審査項目（関連条項）	判定	審査概要
周波数の割当てが可能であること（電波法第27条の4第1号）	適	申請者が希望する周波数は、既に申請者に割り当てられていることから、本件特定無線局に係る周波数の割当ては可能であると認められる。
総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること（電波法第27条の4第2号）	適	次に示すとおり、特定無線局の開設の根本的基準に合致していると認められる。
ア それらの局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。（特定無線局の開設の根本的基準（平成9年郵政省令第72号）第2条第1号）	適	本件特定無線局は、既に割り当てられている800MHz帯及び2GHz帯において、より高速なデータ通信を行うことができる陸上移動局を導入するものであり、周波数の逼迫を緩和し、より高速なデータ伝送役務を提供することが可能なものであることから、利用者の需要に適合していると認められる。
イ 包括免許を受けようとする者は、それらの局の最大運用数による運用における電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第2号）	適	別添のとおり、開設無線局数が最大運用数に達する場合であっても、電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）に基づき算定した収容可能無線局数から、申請者が現に包括免許を受けている陸上移動局の5年後の運用見込数を差し引いた値を下回るため、最繁忙時に通信が可能であると認められることから、当該最大運用数による電気通信事業の実施について、適切な計画を有していると認められる。 また、申請者は既に相当数の携帯電話に係る無線局を開設し、全国規模の電気通信事業を実施していることから、当該計画を確実に実施するに足る能力を有していると認められる。
ウ それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第3号）	適	本件特定無線局は、申請者に既に割り当てられている800MHz帯及び2GHz帯において、周波数の逼迫を緩和し、より高速なデータ伝送役務を提供することを目的とするものであり、当該目的に照らせば、既存の通信方式に加え、新しい通信方式も用いることによりデータ伝送の高速化と周波数利用効率の向上を実現させるものであること、既存の基地局の設備を利用することにより導入が可能なることから、他の電気通信手段と比較して能率的かつ経済的であると認められる。
エ その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第4号）	適	本件特定無線局は、周波数の逼迫を緩和し、より高速なデータ伝送役務を提供することを目的とするものであり、我が国における電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものと認められる。

管轄区域	収容可能無線局数 ①	申請者が現に包括免許を受けている陸上移動局の5年後の運用見込数 (上記運用見込数に対して諮問第30号の種別ごとの最大運用数を加算したもの) ②	申請のあった最大運用数 ③
北海道総合通信局	47,742,450	6,700,000 (6,874,000)	9,000
東北総合通信局	60,150,300	11,030,000 (11,306,000)	14,000
関東総合通信局	287,821,650	70,616,000 (72,137,000)	76,000
信越総合通信局	34,841,700	6,582,000 (6,735,000)	8,000
北陸総合通信局	21,211,350	3,783,000 (3,873,000)	5,000
東海総合通信局	118,971,600	19,714,000 (20,137,000)	22,000
近畿総合通信局	152,283,600	28,446,000 (29,097,000)	33,000
中国総合通信局	53,442,000	9,329,000 (9,560,000)	12,000
四国総合通信局	31,165,050	5,197,000 (5,332,000)	7,000
九州総合通信局	104,843,400	17,744,000 (18,158,000)	21,000
沖縄総合通信事務所	9,521,700	1,920,000 (1,953,000)	2,000
全国合計	921,994,800	181,061,000 (185,162,000)	209,000

判定基準：①－②＞③×特定無線設備の種別数※であること。

※ 特定無線設備の種別数＝3 (W-CDMA, HSDPA, LTE)

(参考) 包括免許制度とは

携帯電話端末等の無線局について、個別の無線局毎に免許を受けることなく、一つの免許により同一タイプの複数の無線局の開設を可能とする制度(電波法第27条の2等)

個別免許制度



包括免許制度



平成22年7月14日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ所属
特定無線局の包括免許について
(平成22年7月14日 諮問第30号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(村田課長補佐、江原官、高橋官)

電話：03-5253-5893

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ所属 特定無線局の包括免許について

1 包括免許申請の概要

申請者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
特定無線局の種別	陸上移動局
目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	2010年12月より、2GHz帯にてLTE方式の商用サービス開始を予定している。 LTE方式の導入に当たっては、3GエリアにLTEエリアをオーバーレイしながらエリア展開を進める予定で、利用者の利便性の観点から、LTE方式のエリア外においては、既存の3G方式での通信をシームレスに提供するため、3G方式及びLTE方式の両方に対応した包括免許の陸上移動局の開設を希望する。
通信の相手方	免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	5M00 G1A G1B G1C G1D G1F G1X G7W 832.5MHz , 837.5MHz 250mW 1772.4MHz , 1777.4MHz , 1782.4MHz 250mW 1942.6MHz から 1957.4MHz まで 200kHz 間隔の周波数 75波 250mW 5M00 G1A G1B G1C G1D G1F G1X G7W D1A D1B D1C D1D D1F D1X D7W 1942.5MHz から 1957.5MHz まで 100kHz 間隔の周波数 151波 200mW
最大運用数	1,367,000 局(全国合計)
運用開始予定期日	免許の日から6月以内の日

2 審査結果の概要

審査の結果、別紙 1 及び 2 のとおり、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の 4 第 1 号及び第 2 号の規定に適合していると認められるので、包括免許を与えることとしたい。

審査結果の概要

審査項目（関連条項）	判定	審査概要
周波数の割当てが可能であること（電波法第27条の4第1号）	適	申請者が希望する周波数は、既に申請者に割り当てられていることから、本件特定無線局に係る周波数の割当ては可能であると認められる。
総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること（電波法第27条の4第2号）	適	次に示すとおり、特定無線局の開設の根本的基準に合致していると認められる。
ア それらの局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。（特定無線局の開設の根本的基準（平成9年郵政省令第72号）第2条第1号）	適	本件特定無線局は、既に割り当てられている800MHz帯、1.7GHz帯及び2GHz帯において、より高速なデータ通信を行うことができる陸上移動局を導入するものであり、周波数の逼迫を緩和し、より高速なデータ伝送役務を提供することが可能なものであることから、利用者の需要に適合していると認められる。
イ 包括免許を受けようとする者は、それらの局の最大運用数による運用における電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第2号）	適	別添のとおり、開設無線局数が最大運用数に達する場合であっても、電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）に基づき算定した収容可能無線局数から、申請者が現に包括免許を受けている陸上移動局の5年後の運用見込数を差し引いた値を下回るため、最繁忙時に通信が可能であると認められることから、当該最大運用数による電気通信事業の実施について、適切な計画を有していると認められる。 また、申請者は既に相当数の携帯電話に係る無線局を開設し、全国規模の電気通信事業を実施していることから、当該計画を確実に実施するに足る能力を有していると認められる。
ウ それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第3号）	適	本件特定無線局は、申請者に既に割り当てられている800MHz帯、1.7GHz帯及び2GHz帯において、周波数の逼迫を緩和し、より高速なデータ伝送役務を提供することを目的とするものであり、当該目的に照らせば、既存の通信方式に加え、新しい通信方式も用いることによりデータ伝送の高速化と周波数利用効率の向上を実現させるものであること、既存の基地局の設備を利用することにより導入が可能なるものであることから、他の電気通信手段と比較して能率的かつ経済的であると認められる。
エ その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第4号）	適	本件特定無線局は、周波数の逼迫を緩和し、より高速なデータ伝送役務を提供することを目的とするものであり、我が国における電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものと認められる。

管轄区域	収容可能無線局数 ①	申請者が現に包括免許を受けている陸上移動局の5年後の運用見込数 (上記運用見込数に対して諮問第29号の種別ごとの最大運用数を加算したもの) ②	申請のあった最大運用数 ③
北海道総合通信局	47,742,450	6,700,000 (6,727,000)	58,000
東北総合通信局	60,150,300	11,030,000 (11,072,000)	92,000
関東総合通信局	287,821,650	70,616,000 (70,844,000)	507,000
信越総合通信局	34,841,700	6,582,000 (6,606,000)	51,000
北陸総合通信局	21,211,350	3,783,000 (3,798,000)	30,000
東海総合通信局	118,971,600	19,714,000 (19,780,000)	141,000
近畿総合通信局	152,283,600	28,446,000 (28,545,000)	217,000
中国総合通信局	53,442,000	9,329,000 (9,365,000)	77,000
四国総合通信局	31,165,050	5,197,000 (5,218,000)	45,000
九州総合通信局	104,843,400	17,744,000 (17,807,000)	138,000
沖縄総合通信事務所	9,521,700	1,920,000 (1,926,000)	11,000
全国合計	921,994,800	181,061,000 (181,688,000)	1,367,000

判定基準：①－②＞③×特定無線設備の種別数※であること。

※ 特定無線設備の種別数＝3 (W-CDMA, HSDPA, LTE)

(参考) 包括免許制度とは

携帯電話端末等の無線局について、個別の無線局毎に免許を受けることなく、一つの免許により同一タイプの複数の無線局の開設を可能とする制度(電波法第27条の2等)

個別免許制度



包括免許制度

